

商店街感染症対策等支援事業（需要喚起） 需要喚起支援基準

1. 本支援基準について

国の **GoTo** キャンペーンと連動した商店街の需要喚起の取組みを支援するとともに、需要喚起に向けた準備を加速化させることにより、商店街等における需要喚起を大阪経済の再活性化を図るため、本事業の事務局運営要領（令和 2 年6月4日付け商業第1166号）4.（4）に基づき、需要喚起支援基準を定める。

2. 支援内容

国の **GoTo** キャンペーンと連動し、かつ国事業とは重複しない内容のうち、次のいずれかに該当するもの。

- （1） 府事業を踏まえた「感染症対策」および安心して買い物できる場であることの「発信」
- （2） 本事業のパッケージ・マニュアルに準じた「需要喚起の取組み」および「プロモーション」

3. 対象商店街

選定基準に基づいて選定する商店街のうち、国の **GoTo** キャンペーンに採択された商店街とする。

4. 支援額

1 商店街あたり **50** 万円を上限とする。

5. 支援実施商店街に求める責務等

- （1） 商店街等組織の代表、役員及び組合員が、本事業の取組みに組織的かつ迅速に対応すること。
- （2） 本事業の情報発信・成果普及の取組みに積極的に協力すること。
- （3） 事業実施中、実施後等のアンケート調査などに積極的に協力すること。
- （4） 感染症拡大防止に留意しつつ、生活必需物資販売など府民の社会生活を維持する上で必要な店舗の営業に努めること。